

凡 例

- この書籍「火災の実態」は、東京消防庁管轄区域（稲城市及び島しょ地域を除いた東京都全区域）における火災について原則として平成 28 年中の統計を分析しています。
- 本書に記載されている「平成 28 年中」とあるものは、「平成 28 年 1 月から 12 月まで」を示しています。
- 本書に記載されている法令名は、次により略称を用いています。
法 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
政令 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）
条例 火災予防条例（昭和 37 年東京都条例第 65 号）
- 表中の符号の用法は、次のとおりです。
- 0 または該当数字のないもの
▼ 減少を示したもの
- 本書に記載されている小数点の数値または損害額（千円）にあつては四捨五入しており、個々の数値の和が合計と合致しない場合があります。
- 東京消防庁では、平成 22 年 4 月 1 日に新たに東久留米市の消防事務を受託し、平成 22 年 4 月 1 日以後、旧東久留米市消防本部の管轄区域は東京消防庁東久留米消防署の管轄となりました。東久留米消防署の火災件数については、受託開始となった平成 22 年 4 月 1 日から計上しています。
- 事例に記載されている「○○造 △/×」とあるものは、「建物構造 地上△階、地下×階建て」の建物を示しています。

用語の解説

語 句	意 味
-----	-----

1 建物構造関係

耐火造	耐火建築物をいい、柱や壁などが鉄筋コンクリートなどで造られたもので、外壁の開口部に防火戸等を設けた建築物をいう
準耐火造	準耐火建築物をいい、耐火建築物以外の建築物で、柱を鉄骨、壁を ALC（軽量気泡コンクリート）などで造られたもので、外壁の開口部に防火戸等を設けた建築物をいう
防火造	防火構造建築物をいい、外壁や軒裏が鉄鋼モルタルなどで造られ、屋根を瓦などで造るか又はふいた建築物をいう
木造	木造建築物をいい、防火構造建築物以外の建築物で、柱やはりが主に木で造られたものをいう
その他構造	木造、防火造、準耐火造及び耐火造に分類できないもの
避難階	建築基準法施行令第 13 条第 1 号に規定する、地上に直接通じる出入口のある階

2 焼損程度等

全焼	建物の 70%以上を焼損したもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないもの
半焼	建物の 20%以上 70%未満を焼損したもの
部分焼	全焼、半焼、ぼやに該当しないもの
ぼや	建物の 10%未満を焼損したもので、かつ、焼損床面積又は焼損表面積が 1 m ² 未満のもの、又は収容物のみを焼損したものをいう
延焼拡大率	火災件数に占める部分焼以上に延焼した火災の割合
類焼	他の建物で発生した火災が燃え移り火元とは異なる建物が燃えること

3 損害関係

り災	火災により損害を被ること
焼損床面積	建物の焼損が立体的に及んだ場合（耐火建物の内部が、立体的に焼損した場合を含む。）に、建物としての機能が失われた部分について、その部分を床面積の算定方法（その部分の水平投影面積）で算定する

語 句	意 味
焼損表面積	建物の焼損が平面的で、立体的でない場合（耐火建物の内部が、表面的に焼損した場合を含む。）に焼損部分を表面積で算定する
4 年齢区分	
乳 幼 児	5 歳以下
未 成 年	6 歳～19 歳
成 人	20 歳～64 歳
前期高齢者	65 歳～74 歳
後期高齢者	75 歳以上
高 齢 者	65 歳以上
5 死傷者関係	
火災による死者及び傷者	火災及び消火活動、避難行動その他の行動により火災現場において火災に直接起因して死亡又は負傷した者
自 損	自殺行為
6 負傷程度	
重 篤	生命の危険が切迫しているもの
重 症	生命の危険が強いと認められたもの
中 等 症	生命の危険はないが入院を要するもの
軽 症	軽易で入院を要しないもの
7 出火原因	
発 火 源	直接火災に関係したもの
経 過	火災に至った理由
出 火 箇 所	出火した場所
簡易型ガスこんろ	カセットボンベを使用する卓上用ガスこんろ（通称：カセットこんろ、カートリッジガスこんろ）
コ ー ド	テーブルタップなどの電気コード部分（電気器具に付属している電源コードを除く。）
ガスレンジ	家庭用オープン付ガスこんろ
大型ガスこんろ	業務用ガスこんろ
大型ガスレンジ	業務用オープン付ガスこんろ
8 防火管理関係	
統括防火管理者	テナント等で責任者が分かれており、それぞれ防火管理者が選任されている建物で、各テナント等の防火管理者と連携協力しながら建物全体の防火管理業務を統括するために選任された者をいう
防火管理者	防火管理業務の推進責任者として、防火管理に関する知識を持ち、強い責任感と実行力を兼ね備えた管理的又は監督的な地位である者で、建物の所有者等から選任された者をいう
9 その他	
政 令 用 途	消防法施行令別表第一に定める用途
住 警 器	住宅用火災警報器
要 配 慮 者	災害対策基本法第 8 条第 2 項第 15 号に定める高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
危険物製造所等	危険物の規制に関する政令別表第三に定める指定数量以上の危険物を製造、貯蔵又は取り扱う施設
覚 知 時 間	消防機関が火災等の通報を確認した時間
鎮 火	消防隊による消火活動の必要がなくなると判断された状態
自 然 鎮 火	消防隊又は一般人による消火行為がなく火災が鎮火した状態
治外法権火災	大使館等の治外法権対象物から出火した火災